

概要

監督署長が算定した給付基礎日額について、審査請求人は、労働基準法第41条の管理監督者に該当しないため、時間外労働時間数に基づく時間外手当を算定基礎に含めるべきとして、原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

審査請求人（以下「請求人」という。）は、飲食店の店長として勤務していたが、平成〇年〇月〇日、急性心筋梗塞を発症した。請求人は、当該疾病に係る休業補償給付を請求したところ、監督署長は、業務上の事由によるものと認め、給付基礎日額を9,500円と算定した上で、これを支給する旨の処分をした。

2 審査請求の理由

監督署長が算定した給付基礎日額には、使用者から支払われるべき時間外手当額が算入されていないので誤りである。

3 原処分庁の意見

事業場から提出された賃金台帳を確認し、請求人に実際に支給された疾病発症前3か月の賃金支給総額に基づき、給付基礎日額を算定した。

4 審査官の判断

- (1) 請求人の疾病発症前3か月間（給付基礎日額算定期間）の時間外労働時間数を、タイムカードを基に推定したところ、以下の状況が認められる。

	時間外労働時間数	休日労働時間数
発症3か月前の月	120時間	10時間
発症2か月前の月	120時間	5時間
発症1か月前の月	110時間	30時間

- (2) その一方、事業場から提出された賃金台帳によれば、疾病発症前3か月間に請求人に支給された賃金は、いずれの月も基本給及び休日出勤手当のみであり、時間外労働に対する割増賃金が支払われていない事実が認められる。この点に関しては、かねてより、請求人は事業主から「残業手当は出ない」旨説明を受けていたことが認められる。

なお、請求人は、店長ではあるが、自分の休日や労働時間に関する裁量や、アルバイト社員の採用や配置等の権限を有していないことから、割増賃金の支払義務が適用除外される労働基準法第41条の管理監督者には該当しない。

(3) 以上のことから、請求人の疾病発症前3か月間の給付基礎日額算定期間には、時間外労働が認められ、当該時間外労働に対して本来支払われるべき割増賃金が存在するものと認められる。

給付基礎日額の算定においては、現実に支払われた賃金だけではなく、実際に支払われていないものであっても、事由発生日において、既に債権として確定した賃金をも含むものとされていることから、本件の給付基礎日額に当たっては、上記の時間外労働に対して本来支払われるべき割増賃金を含めて算定すべきである。

未払いの時間外労働に対する割増賃金を算入して算定した給付基礎日額が、監督署長が算定した給付基礎日額の9,500円を上回ることは明らかであることから、監督署長が行った休業補償給付の支給に関する処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。